

# いじめの防止等のための学校基本方針

静岡県立藤枝西高等学校

(平成 26 年 3 月策定 令和 8 年 3 月改定)

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為です。

本校においても、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの問題の克服に向けて、学校・家庭・地域・関係機関の連携を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対応に関する基本的な考え方や組織的な対応等に関する基本方針をまとめ、生徒の尊厳が守られた、安心・安全な学校づくりを推進します。

本方針に基づき、教職員がいじめを抱え込むことなく、また、いじめへの対応が個々の教職員ではなく、組織としての一貫した対応となるよう徹底していきます。

## 第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」 第二条）

法的には「いじめ」は上記のように定義されます。また、「いじめ」の表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等。

（文科省「いじめ防止のための基本的な方針(平成 25 年 10 月 11 日)」)

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、以下の点に留意しながら、「いじめ」を受けた子どもの立場に立って行います。

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。
- ・ 「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいてい  
なかつたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認する。
- ・ 特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止等対策推進委員会」(学校いじめ対策組織)を適切に  
機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認する。

## 2 いじめの理解

「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。」という意識をもって生徒の見守りや声かけを行います。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」においては、繰り返されることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうることを十分に意識します。また、加害・被害という二つの立場の関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周りで見てみぬふりをして関わらない「傍観者」も「いじめ」に大きく関わっており、全ての生徒に関係する問題であると捉えます。

## 3 基本的な考え方

「いじめは絶対に許されない行為である」という考え方を基本とし、日頃から個々の生徒の表情や行動に気を配り、学校生活の中で気づいた生徒の表情や行動の変化、成長等の情報を教職員間で共有し、生徒に積極的にかかわることで、よりよい成長を促すとともに、学校教育活動の中でのいじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取り組み、及び学校・保護者・地域の連携によるいじめ問題克服に向けた取り組みを推進します。

いじめがどの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のために、全ての生徒を「心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人」へと育て、継続的な取り組みをします。

## 第2章 いじめ防止等にかかる組織

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として以下の組織を常設します。

いじめ防止等対策推進委員会

委員長 校長

副委員長 副校長・教頭(主管)・事務長

委員 生徒指導主事、学年主任、教育相談室長、養護教諭

この組織は、校長のリーダーシップの下、全教職員による協力体制を確立し、県教育委員会とも適切に連携しながら、学校の実情に応じたいじめ防止等の対策を推進します。

### (1) 役割

- ・ 「学校基本方針」の教職員・生徒・保護者へ説明(入学時・各年度の開始時)
- ・ 学校ホームページへの公開による関係者への周知(4月)
- ・ いじめの未然防止のためのいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・ いじめの早期発見・早期対応への企画
- ・ 年間計画の作成と評価

- ・ いじめの相談・通報の受付
- ・ 認知された「いじめ」への対処(別表2参照)
- ・ 毎年の「学校基本方針」の見直し
- ・ その他「いじめ」に関する重要事項

## (2) 会議が開催される時

- ・ 定例会議(年4回)
- ・ いじめと疑われる情報を得た際の緊急対策会議

# 第3章 いじめの未然防止・早期発見の対策と検証

## 1 未然防止

### (1) 教育活動全体を通したいじめの未然防止

学校の教育活動全体を通じて、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、以下の観点に基づき、教職員全体でいじめの未然防止を推進します。また生徒だけでなく、保護者や地域と連携した取り組みも推進します。

- ・ 道徳教育等の推進
- ・ 子どもの自主的活動の場の設定
- ・ 保護者や地域への啓発
- ・ 配慮を要する子どもの特性の理解と支援

(発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災等の被災児童生徒等)

- ・ 教職員の資質向上
- ・ 学校評価による取組の改善

### (2) いじめの未然防止のための年間計画の作成

次に示す内容が網羅されるよういじめの未然防止の年間計画(別表1)を作成します。

- ・ いじめが絶対に許されないこと、いじめの法的位置づけを理解すること
- ・ 自分だけでなく他人への理解も深め、よりよい人間関係づくりをすること
- ・ 集団の中で自己有用感や充実感を感じる
- ・ ストレスに適切に対処できる力を育むこと
- ・ SNSの利点・欠点を理解し、情報モラルを高めること

## 2 早期発見

いじめは大人に気づきにくい形で行われることを認識し、些細な兆候も見逃さない姿勢で次の事柄に取り組みます。

- ・ いじめと疑われる事象についての情報共有の体制整備
- ・ スクールカウンセラーへの相談体制の整備

- ・ 定期的な「人間関係アンケート」の実施
- ・ ホームルーム面接週間
- ・ 三者面談
- ・ SOS ダイアルなど相談機関の周知

### 3 対策の評価と検証、学校評価と本基本方針の見直しについて

また、いじめの有無やその件数だけを評価するのではなく、いじめの防止や早期発見のための具体的取り組みが行われたのか、その成果はどうだったのか、いじめが発生した際は、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等ができたか等を客観的に評価し、改善に向けた取り組みをします。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。地域や有識者で構成された学校運営評議委員や保護者、生徒の意見も「基本方針」改定の参考にします。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 いじめと疑われる情報を得たときの組織的対応

- ・ いじめと疑われる情報を教職員が得た場合は、別表2のフローチャートのとおり、組織的に対応します。
- ・ 情報を得た教職員は一人で抱え込まず、学校の組織的対応につながるよう、速やかに報告します。
- ・ いじめが確認された場合には、校長は県教育委員会に報告し、その後は随時、連絡や相談をしながら、被害生徒に対する支援や加害生徒への指導等を進めていきます。
- ・ いじめが確認された場合には、いじめ防止等対策推進委員会の指示に基づき、生徒課、関係学年主任、教育相談担当、特別支援コーディネーターを中心に、全職員が協力し、関係生徒に対し、いじめの解消に向けて、指導・支援を行います。場合によってはただちにスクールカウンセラーに継ぎ、心のケアをします。
- ・ 指導記録は個別に作成・保存し、進学・進級時に適切に引き継ぐことで、継続的な見守りを徹底します。

### 2 関係生徒及び保護者への指導・支援

#### (1) 被害生徒

- ・ 徹底して被害生徒の安全を守り、安心が回復されることを第一優先とします。
- ・ プライバシー保護に留意します。
- ・ 被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するため、必要に応じて加害生徒を別室において指導することとしたり、出席停止制度を活用したりする場合があります。

#### (2) 加害生徒

- ・ 生徒の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮をしながら、毅然とした態度で指導・支援を行います。
- ・ 状況によっては、県教育委員会の指導の下、学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、保護者に対して当該生徒の出席停止を命ずる等、被害生徒及びその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる場合があります。

- ・ 加害生徒に対し、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加えることもあります。

### (3) 保護者

- ・ いじめの事実が確認された日のうちに、迅速に被害生徒の保護者に事実関係を伝えます。その際、徹底して被害生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝えることで、できる限り被害生徒及び保護者の不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、被害生徒の安全を確保します。
- ・ 事実関係を聴取したら、迅速に加害生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る努力をします。そして、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
- ・ 被害生徒の保護者と、加害生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、必要に応じて保護者と情報を共有します。

### (4) 傍観者的な生徒

- ・ 傍観者的な生徒がいた集団については、いじめが被害生徒と加害生徒だけの問題ではないことを踏まえ、「いじめ」を自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。加えて、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する卑劣な行為であり、程度の差こそあれ加害生徒と同様に責任があることを理解させ、自分の言動に対する反省を促します。

### (5) 関係諸機関との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めます。
- ・ 警察・児童相談所・医療機関等外部機関との連携により、実効的な支援・指導が行えると判断された場合には、校長は県教育委員会を通して、協力・連携を依頼します。
- ・ いじめの背景に、関係生徒の家庭環境や生徒の発達障害等が関わっている可能性がある場合には、いじめの背景に関する関係保護者の理解・協力を得た上で、特別支援学校のセンター的機能を活用した支援計画を作成したり、県総合教育センターの教育相談や市町の相談センター、病院等に相談することを勧めたりする等、事態の改善と二次障害等の予防に努めます。

## 3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月(被害の重大性に応じ判断)を目安とし止んでいる
- ② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない

の2点が満たされていることを判断基準とします。ただし、「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察し、健全な人間関係が保たれるよう支援し、再発防止・未然防止に努めます。

## 第5章 重大事態への対応

いじめ重大事態が認知された場合は、文科省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』(令和6年8月改訂版)及び静岡県『県立学校におけるいじめの重大事態対応マニュアル』(令和7年4月改訂版)を踏まえ、適切に対処します。

### 1 重大事態とは

- ① いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・ 子どもが自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席しているとき。  
あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。
- ③ 子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

以上の項目及びこれらと同等と判断されるものを重大事態として捉え、学校教職員が組織的に対応します。

※上記③の時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### 2 県教育委員会への報告と調査主体の設置

学校において重大事態が認知された場合、速やかに県教育委員会に「重大事態認知」の報告(第一報)をし、事態への対応に関する指導・助言を要請します。その結果、県教育委員会が学校を調査主体と判断した場合、速やかに学校の下に、重大事態の調査組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。県教育委員会の判断により、調査主体が県教育委員会になる場合もあります。

### 3 いじめにかかる重大事態対応委員会による調査

#### (1) いじめにかかる重大事態対応委員会(重大事態の調査組織)の設置

- ・ いじめ防止等対策推進委員会に加え、該当生徒の学級担任、部活動顧問等、関係の深い教職員のほか、校長が認めた者を校長が指名します。
- ・ 本校生徒に重大事態が発生した際に設置する。事実確認調査、関係生徒・保護者への対応、関係機関との連携、報道対応など、事態の収束まで活動し、収束をもっていじめ防止等対策推進委員会に引継ぎ、解散します。

#### (2) 重大事態への対応の流れ

調査は公平性・中立性を確保し、事実関係の全容を明らかにするために行います。生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの方法を用いて、網羅的明確に行います。ただし、因果関係の特定は急ぐべきではないことに留意します。なお、生徒の入院や死亡など、被害生徒からの聴き取りが不可能な場

合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行います。

県教育委員会の指導、助言のもと、以下のように対応します。

ア 学校が調査主体の場合

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ 調査結果を県教育委員会に報告
- ④ 被害生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

イ 県教育委員会が調査主体の場合

- ・ 県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

#### 4 被害生徒・保護者への情報提供

被害生徒・保護者の心身の状態に十分な配慮をしながら、いじめにかかる重大事態対応委員会による調査によって確認された事実関係などについて、予断の無い一貫した情報を発信します。その際、個人のプライバシー等について、必要な配慮をします。

#### 5 報道等への対応

- ・ 報道対応は、いじめにかかる重大事態対応委員会委員長・副委員長が行います。
- ・ 情報提供については、個人情報保護等への十分な配慮のもとに、正確で一貫した情報を提供します。
- ・ 初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。
- ・ 自殺については連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意(倫理観を持った取材等)が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にします。

藤枝西高等学校いじめ防止対策年間計画(別表1)

月	取り組み	対象			未然防止				早期発見	
		生徒	保護者	地域	いじめへの理解	人間関係作り	ストレスへの対処	自己有用感の育成		情報モラル
4	「学校いじめ防止基本方針」の周知	○	○	○	○					
	バッジ装带式(1年)対面式(全学年)	○						○		
	新入生オリエンテーション	○			○	○				
	net安心講座(ネットいじめ対策)	○			○				○	
	人間関係づくりプログラム	○				○				
	保健だより(カウンセラー紹介)	○	○			○	○			○
5	面接週間	○					○	○		○
	HR DAY	○				○		○		
	CS事業(~1月)	○	○	○		○		○		
	PTA総会		○		○					
6	文化祭	○	○	○		○		○		
	第1回人間関係アンケート	○								○
	第1回いじめ防止対策等委員会	○								○
	第1回学校運営協議会			○	○					
7	三者面談	○	○				○	○		○
	長期休業中の生活についての指導 (相談窓口周知)	○	○							○
9	面接週間	○					○	○		○
10	第2回人間関係アンケート	○								○
	第2回いじめ防止対策等委員会	○								○
	第2回学校運営協議会			○	○					
	体育祭	○	○	○		○		○		
11	研修旅行	○				○		○		
12	学校評価アンケート	○	○							
	長期休業中の生活についての指導 (相談窓口周知)	○	○							○
1	第3回人間関係アンケート	○								○
	第3回いじめ防止対策等委員会	○								○
2	第3回学校運営協議会			○	○					
	第4回いじめ防止対策等委員会	○	○	○						

別表2 いじめと疑われる情報を得た際の組織的対応の流れ

